

緑区支え合いのまち推進計画「具体的な取組み」統合案(第4期→第5期)

資料2-1

《基本方針1》コミュニケーション・(学び・継承・交流・ふれあい・社会参加)

第4期計画 具体的な取組み		検討結果
1 情報の収集と共有化	住民が、地域でどのような交流、ふれあいの機会、行事を要望しているかを把握します。自治会の回覧や地区部会の広報紙を利用し、情報をみんなで共有できるように努めます。	継続
2 子ども達の集いの場の提供・情報提供	子ども達が地域で積極的に勉強ができるよう、公民館や図書館等での学び・体験学習を支援します。 また、子どもの貧困問題について、考えます。	【案】2・6の統合
3 高齢者が集う場の開設・拡充・情報提供	ふれあい・いきいきサロンや散歩クラブ等、高齢者が集う場の設置を推進します。高齢者の状況を把握し、必要としている情報について関係機関(あんしんケアセンターやいきいきプラザ等)に紹介します。	継続
4 障害者(児)が集う場の開設・拡充・情報提供	障害者(児)の状況を把握し、必要としている情報や関係機関を紹介します。障害者(児)やその家族が交流できる場を作ります。地域住民と障害者(児)やその家族と交流する機会を設け、障害に対する認識を深めるとともに、地域全体で「心のバリアフリー」を進めます。	【案】4・29の統合
5 子育て中の親や子どもが集う場の開設・拡充	発育、発達、しつけなど子育てへの不安や悩みなどを抱える親に対して、保健福祉センター等と協力し、相談会・講習会などを開催するよう努めます。子育て中の親や子どもが集い、仲間づくりができる場(ふれあい・子育てサロン等)を拡充します。	継続
6 地域と学校との交流	児童・生徒が福祉に対する理解を深められるよう、実践や体験を通じた福祉教育の実施に協力します。	【案】2・6の統合
7 地域の行事への積極的参加の呼びかけ	地域住民が一体となり、地域の行事に参加することにより、地域の活性化、区全体のコミュニケーションを高めます。	【案1】7・8の統合 【案2】7・22の統合
8 家庭や地域の文化・歴史の伝承と発展	お年寄りや親を敬う気持ちを大切にします。ふるさとの伝統行事を通じて先人の業績を学び、郷土愛を培うとともに、地域文化の担い手としての意識を醸成します。	【案】7・8の統合
9 子ども会の活性化	住民全体で「子どもは地域で育てる」という意識をもち、子ども会の活動に積極的に参画し、活動内容を充実させ、新規加入を促進していきます。	【案1】9・10の統合 【案2】9・10・11の統合
10 老人クラブの活性化	高齢者が仲間づくりの輪を広げ、生きがいをもって生活していけるよう、サークル活動等の充実に努め、老人クラブの活性化を図ります。 また、子ども会と連携し、お互いの交流を図ります。	【案1】9・10の統合 【案2】9・10・11の統合
11 町内自治会の活性化	町内自治会への参加を促進し、住民の地域福祉活動への関心を高めます	【案】9・10・11の統合
12 地域活動の場の確保	地域で行う様々な活動の場として、既存施設の空きスペース(空き家)等の有効活用に努め、必要に応じ公共施設の提供を市に要望します。	継続
13 生活環境の整備	高齢者や障害者の生活環境の整備の観点から、道路表面の案内表示のサイズや色の統一について、道路関係部署等に要望します。	継続

第5期計画 具体的な取組み(案)	
2 子ども達の集いの場の提供・情報提供、地域と学校との交流	子ども達の学習を地域で見守り、公民館や図書館等での学び・体験学習を支援するほか、児童・生徒が福祉に対する理解を深められるよう、福祉教育に協力します。
4 障害者(児)・その家族が集う場の開設・拡充・情報提供	障害者(児)・その家族の状況を把握し、必要としている情報や関係機関を紹介します。 また、交流できる場や地域住民と交流する機会を設けます。
7 地域の行事への積極的参加の呼びかけ、文化の伝承	地域住民が一体となり、地域の行事に参加することにより、地域の活性化、区全体のコミュニケーションを高めます。 また、ふるさとの伝統行事を通じて、地域文化の担い手としての意識を醸成します。
7 地域の行事への積極的参加の呼びかけ、地域諸団体、行政機関との連携	日頃から地域団体や医療機関、ボランティア団体、行政機関との連携強化に努めます。また、地域住民が一体となり、地域の行事に参加することにより、地域の活性化、区全体のコミュニケーションを高めます。
9 子ども会・老人クラブの活性化	子ども会や老人クラブの活動について、相互の交流を図ること等により充実に努め、活性化を図ります。
9 地域団体(町内自治会、老人クラブ、子ども会等)の活性化	地域団体(町内自治会、老人クラブ、子ども会等)の活動について、活動内容の充実や団体相互の交流に努めること等により、会の活性化や加入促進を図ります。

【案】2・6の統合⇒

【案】4・29の統合⇒

※統合案は2に記載

【案1】7・8の統合⇒

【案2】7・22の統合⇒

※統合案は7に記載

【案1】9・10の統合⇒

【案2】9・10・11の統合⇒

※統合案は9に記載

※統合案は9に記載

緑区支え合いのまち推進計画「具体的な取組み」統合案(第4期→第5期)

資料2-2

《基本方針2》緊急時の支援と対応(災害、防犯と防災、感染症)

第4期計画 具体的な取組み		検討結果
14 家庭における意識啓発	家庭において、日頃から避難場所の確認や防災用品の準備等を行うよう、意識啓発に努めます。地域全体で、住宅用火災警報装置の設置や安心安全メールの活用等、意識啓発に努めます。	【案1】 14~19・22・23の統合 【案2】 14・15・18の統合 16・17・19・22・23の統合
15 地域における意識啓発	緊急時にはお互いに助け合える関係がつけられるよう、住民の意識の醸成に努めるとともに、自主防災組織単位で防災備品の充実と使用方法の訓練に努めます。	
16 災害時避難誘導體制の充実	地域における迅速な情報伝達や救助・避難誘導が行えるよう、連絡網の作成等、支援体制の構築に努めます。	
17 情報伝達体制の充実	日頃から、行政からの情報を正しく速やかに伝達する体制を整備しておきます。	
18 防災訓練の充実	地域における自主防災組織の活動の充実を図るとともに、災害時の避難場所、避難所の確認や複数避難経路設定の周知徹底に努めます。日頃から消火器の使用や応急手当の方法、公民館等に設置されているAEDの使用法について習得に努めます。	
19 緊急時の食料、医薬品等の調達、供給体制づくり	災害発生時には、食料、水、医薬品等の緊急供給について、地域で協力体制が取れるよう努めます。	
20 災害時ボランティア活動の充実	災害時に活動に従事するボランティアについて、日頃からボランティア団体の講習等に参加しネットワークを広げるなど連携に努めます。また、災害後ストレスに対応できる傾聴ボランティアの養成に努めます。	継続
21 身近な防犯、安全対策	防犯パトロールを組織し、地域単位に自主防犯活動を展開します。また、パトロール中に防犯チラシを配布し注意喚起に努めます。町内、商店等に防犯ポスターやステッカーを掲示し、防犯意識の向上と犯罪抑止を図ります。さらに、空家のチェックリストを作成し、点検します。	継続
22 地域諸団体、行政機関との連携	災害発生時に速やかに協力体制が敷けるよう、日頃より地域諸団体や地域医療機関、ボランティア活動団体その他行政の関係部門との連携強化を図るよう努めます。	
23 集会所等施設の活用と情報共有	町内自治会集会所、防災組織の集会所等の施設を活用し、連絡拠点の設置に努めます。また、各地域の連絡拠点との情報交換や自主防災組織の役割分担表の集会所・避難所への表示など、緊急時の連携・協力体制の整備に努めます。	

第5期計画 具体的な取組み(案)	
14 防災訓練の充実、意識啓発、体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における防災訓練の充実を図り、家庭や地域での意識啓発や地域における避難誘導體制・情報伝達体制の整備、地域諸団体の連携強化に努めます。 ・町内自治会集会所、防災組織の集会所等の施設を活用した連絡拠点の整備、防災備品(消火器、AED、食料、水、医薬品等)の充実等に努めます。

【案1】
14~19・22・23の統合⇒

【案2】

14・15・18の統合⇒

16・17・19・22・23の統合⇒

14 防災訓練の充実、家庭・地域における意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における防災訓練の充実を図り、家庭や地域での意識啓発に努めます。
16 防災拠点や災害時避難誘導體制・情報伝達体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・町内自治会集会所、防災組織の集会所等の施設を活用した連絡拠点の整備、防災備品(消火器、AED、食料、水、医薬品等)の充実等に努めるとともに、避難誘導體制・情報伝達体制の整備、地域諸団体の連携強化に努めます。

緑区支え合いのまち推進計画「具体的な取組み」統合案(第4期→第5期)

資料2-3

《基本方針3》身近な生活支援と連携(健康、見守り、介護・ボランティア)

第4期計画 具体的な取組み		検討結果
24 助け合い活動の推進	日常生活のちょっとした困りごとの手伝いや家事支援ができるような体制づくりに努めます。	【案】24・25の統合
25 外出困難者への支援	地域住民の交通手段に関わる利用希望や利用状況の把握に努め、既存の社会資源を利用する等、移送サービスのシステムづくりに努めます。また、買い物困難者への支援として、民間事業者等で行っている移動販売等の情報を広く提供しよう努めます。	【案】24・25の統合
26 見守り活動の推進	一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、体に障害のある方などの見守りを希望する人に対して、地域住民による訪問・声かけ等を行います。社会的孤立を防ぐため、挨拶運動など、住民同士が日常生活の中で無理なく行える見守り活動を実施します。	継続
27 健康づくり支援	健康を保持する活動を保健福祉センター・あんしんケアセンター及び地域の医療機関等の協力を得て、地域の集会やイベントの機会を利用して実施します。ラジオ体操、シニアリーダー体操、健康ウォーキング等へ積極的に参加するしくみ作りを推進し実施いたします。	継続
28 地域の課題解決に向けた連携	地域の関係諸団体・機関が連携し、課題解決に向けて話し合う場として、地域ケア会議等を開催します。	継続
29 障害者(児)の家族の支援	障害者(児)を介護する家族の日常生活を支援する体制づくりに努めます。	【案】4・29の統合
30 自宅療養中の家族がいる家庭への支援	高齢者を介護する家族の日常生活を支援(介護保険適用外)する体制づくりに努めます。認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を増やします。児童・生徒への認知症にたいしての理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催します。	継続
31 ボランティアの確保	地域住民の協力による、身近な生活支援を確立するためのボランティア確保に努めます。子ども会・地域の小中学生を対象として、子ども達もすすんでボランティア活動に参加できるよう推進します。元気な高齢者がボランティア活動を行える場の提供及び情報の発信に努めます。	継続

【案】
24・25の統合⇒

※統合案は24に記載

※統合案は4に記載

第5期計画 具体的な取組み(案)	
24 助け合い活動の推進・ <u>外出困難者への支援</u>	<u>日常生活の困りごとや外出困難者を支援するため、既存の社会資源について情報提供するほか、必要な体制づくりに努めます。</u>